報道資料

令和5年(2023年)1月30日

報道機関 各位

子ども未来部母子保健課長

函館市出産・子育て応援給付金給付事業に係る報道について

このことについて、令和5年2月から、本市の既存の取り組みを生かしながら、妊娠期から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」の充実を図るとともに、「経済的支援」として妊娠届出時、出生届出時を通じた給付金の支給を一体的に行う「函館市出産・子育て応援給付金給付事業」を実施することになりました。

つきましては、本事業の対象となる市民に広く周知したく、報道について、よろしくお 願い申し上げます。

記

- 1 概 要 別紙「函館市出産・子育て応援給付金給付事業の概要」のとおり
- 2 申請方法等 下記ホームページを参照願います。 https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2023011000034/

子ども未来部母子保健課

担当:渡邉, 金丸

電話:32-1533

別紙

函館市出産・子育て応援給付金給付事業の概要

1. 目的

国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において創設された「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」に基づき、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、本市の既存の取り組みを生かしながら、妊娠期から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」の充実を図るとともに、「経済的支援」として妊娠届出時、出生届出時を通じた給付金の支給を一体的に実施する。

2. 伴走型相談支援

(1) 対象者

全ての妊婦および主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯

- (2) 支援の内容
 - ①妊娠届出時の面談

子育て世代包括支援センター(「マザーズ・サポート・ステーション」) における, 妊娠届出時の妊婦との面談を活用。

②妊娠8か月頃の面談

妊娠7か月頃の妊婦にアンケートを送付したうえで、面談希望者および支援が必要な妊婦に対し面談を実施。

③出生後の面談

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」 での面談を活用。

- 3. 出産・子育て応援給付金
- (1) 出産応援給付金
 - ①対象者

令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦

②支援内容

妊娠届出時の面談を受けた妊婦に、妊婦1人あたり5万円を支給(要申請)

- (2)子育て応援給付金
 - ①対象者

令和4年4月1日以降に出生した児童を養育する者

②支援内容

こんにちは赤ちゃん訪問での面談を受けた、児童を養育する者に、児童1人につき5万円を支給(要申請)

4. 事業開始日

令和5年2月1日

※令和4年4月1日~令和5年1月31日の間に出生した児童を養育する者,または妊娠届出をした妊婦は、遡及して給付金の支給対象となる。(該当者には2月以降、順次申請書等を送付。申請の際はアンケートへの回答が必要)